

奈良県告示第百二十五号

奈良県サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程（平成二十三年十月奈良県告示第
三百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月二十一日から施行する。

平成二十四年六月二十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一
項を加える。

（休業日の特例）

- 2 平成二十四年七月二十一日から同年八月二十七日までの間に限り、第四条第一号中
「土曜日」とあるのは、「月曜日」とする。